

第2弾 バסטゥア一支援事業助成金交付事業のQ&A

<p>Q1. 事業の概要を教えてください。</p>
<p>A1. 岐阜県内を周遊する募集型企画旅行・バスツアーでバス1台1日10万円を助成（上限1社130万円まで）します。</p>
<p>Q2. 助成対象事業者で第3種旅行業のバスツアーの内容は、</p>
<p>A2. そのバス会社の存する市町村及び隣接市町村での募集とその範囲でバスツアーが完了すれば可とします。</p>
<p>Q3. 要綱第3条（2）に記載のある「観光関連施設等」とは、</p>
<p>A3. 昼食または見学、買い物する際に利用証明ができる施設とします。</p>
<p>Q4. 要綱第3条（5）に記載のある対象期間「令和3年12月31日（帰着）」とは、</p>
<p>A4. 日帰り・宿泊バスツアー問わず、旅行行程が12月31日24時までに終了することを言います。</p>
<p>Q5. 他の市町村の補助金併用は可能か。</p>
<p>A5. 併用は不可とします。 国が実施するGOTO事業、岐阜県民割事業との併用は可とします。 （但し、岐阜県民割を併用する場合、申請バス会社（旅行主催会社）が、岐阜県民割の対象事業者であることが必要となります。）</p>
<p>Q6. なぜ、受注型企画旅行が対象でないのか。</p>
<p>A6. 受注型企画旅行は、すでに発注者からバス代金がバス事業者を支払われている可能性があり、過剰助成を認めないためです。</p>
<p>Q7. バス備車は良いか。</p>
<p>A7. 岐阜県バス協会会員のための事業のため、バス備車先が会員非会員の判別が出来ないので不可とします。</p>
<p>Q8. 各種申請書の印鑑は代表者印か、社印か。</p>
<p>A8. 代表者印で申請をお願いします。但し、印の無いものでもFAX等で先に送付は受けれます。本編には、必ず代表者印を押印し送付してください。</p>

Q9. 変更・中止承認申請書にある変更とは。

A9. のべ設定台数に変更が生じた場合です。

Q10. 変更・中止承認申請書にある中止とは。

A10. 申請した全てのバスツアーを中止した場合です。

Q11. 広告物（WEB も含む）に「協力（一社）岐阜県観光連盟」を入れるのか。

A11. 最終行程表には、必ず入れてください。

すでに印刷済みでバスツアーちらしなどに入れられなかった場合も可としますが、新たに作成する場合は入れてください。

Q12. 岐阜県及び出発地に緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置が出た場合の助成は、どうなるのか。

A12. 岐阜県及び出発地に緊急事態宣言が発出した場合及びまん延防止等重点措置が適用された場合は、すべて助成対象外とします。